

川崎市都市景観条例 新旧対照表

改正後	改正前																												
○川崎市都市景観条例 平成 6 年12月26日条例第38号 (条例で定める届出を要しない行為) 第13条 法第16条第 8 項第12号に規定する条例で定める行為は、建築物の建築等又は工作物の建設等のうち次の各号のいずれにも該当しない行為及び同条第 1 項第 3 号に掲げる行為とする。ただし、市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為については、この限りでない。 (1) 高さが31メートルを超える建築物の建築等又は工作物の建設等。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域(次号において「市街化調整区域」という。)又は同法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する高度地区(以下この項において「高度地区」という。)における建築物の建築等又は工作物の建設等にあつては、次の表の左欄に掲げる区域区分及び同表の中欄に掲げる都市計画に定める高度地区の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる高さを超える建築物の建築等又は工作物の建設等 <table><tr><th>区域区分</th><th>高度地区の種別</th><th>高さ</th></tr><tr><td rowspan="4">市街化区域</td><td>第 1 種</td><td>10メートル</td></tr><tr><td>第 2 種</td><td>15メートル</td></tr><tr><td>第 3 種</td><td rowspan="2">20メートル</td></tr><tr><td>第 4 種</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td></td><td>10メートル</td></tr></table> (2) 建築物の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さ(増築にあつては、当該増築に係る部分の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さ。以下この号において「長さ」という。))が70メートルを超える建築物の建築等ただし、市街化調整区域又は高度地区における建築物の建築等にあつては、当該増築に係る部分の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さ。以下この号において「長さ」という。))が70メートルを超える建築物の建築等	区域区分	高度地区の種別	高さ	市街化区域	第 1 種	10メートル	第 2 種	15メートル	第 3 種	20メートル	第 4 種	市街化調整区域		10メートル	○川崎市都市景観条例 平成 6 年12月26日条例第38号 (条例で定める届出を要しない行為) 第13条 法第16条第 7 項第11号に規定する条例で定める行為は、建築物の建築等又は工作物の建設等のうち次の各号のいずれにも該当しない行為及び同条第 1 項第 3 号に掲げる行為とする。ただし、市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為については、この限りでない。 (1) 高さが31メートルを超える建築物の建築等又は工作物の建設等。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域(次号において「市街化調整区域」という。)又は同法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する高度地区(以下この項において「高度地区」という。)における建築物の建築等又は工作物の建設等にあつては、次の表の左欄に掲げる区域区分及び同表の中欄に掲げる都市計画に定める高度地区の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる高さを超える建築物の建築等又は工作物の建設等 <table><tr><th>区域区分</th><th>高度地区の種別</th><th>高さ</th></tr><tr><td rowspan="4">市街化区域</td><td>第 1 種</td><td>10メートル</td></tr><tr><td>第 2 種</td><td>15メートル</td></tr><tr><td>第 3 種</td><td rowspan="2">20メートル</td></tr><tr><td>第 4 種</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td></td><td>10メートル</td></tr></table> (2) 建築物の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さ(増築にあつては、当該増築に係る部分の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さ。以下この号において「長さ」という。))が70メートルを超える建築物の建築等ただし、市街化調整区域又は高度地区における建築物の建築等にあつては、当該増築に係る部分の鉛直投影の水平方向の長さが最も長くなる方位における当該水平方向の長さ。以下この号において「長さ」という。))が70メートルを超える建築物の建築等	区域区分	高度地区の種別	高さ	市街化区域	第 1 種	10メートル	第 2 種	15メートル	第 3 種	20メートル	第 4 種	市街化調整区域		10メートル
区域区分	高度地区の種別	高さ																											
市街化区域	第 1 種	10メートル																											
	第 2 種	15メートル																											
	第 3 種	20メートル																											
	第 4 種																												
市街化調整区域		10メートル																											
区域区分	高度地区の種別	高さ																											
市街化区域	第 1 種	10メートル																											
	第 2 種	15メートル																											
	第 3 種	20メートル																											
	第 4 種																												
市街化調整区域		10メートル																											

改正後	改正前																												
ては、次の表の左欄に掲げる区域区分及び同表の中欄に掲げる都市計画に定める高度地区の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる長さを超える建築物の建築等 <table><tr><th>区域区分</th><th>高度地区の種別</th><th>長さ</th></tr><tr><td rowspan="4">市街化区域</td><td>第1種</td><td>30メートル</td></tr><tr><td>第2種</td><td>50メートル</td></tr><tr><td>第3種</td><td rowspan="2">70メートル</td></tr><tr><td>第4種</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td></td><td>30メートル</td></tr></table>	区域区分	高度地区の種別	長さ	市街化区域	第1種	30メートル	第2種	50メートル	第3種	70メートル	第4種	市街化調整区域		30メートル	ては、次の表の左欄に掲げる区域区分及び同表の中欄に掲げる都市計画に定める高度地区の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる長さを超える建築物の建築等 <table><tr><th>区域区分</th><th>高度地区の種別</th><th>長さ</th></tr><tr><td rowspan="4">市街化区域</td><td>第1種</td><td>30メートル</td></tr><tr><td>第2種</td><td>50メートル</td></tr><tr><td>第3種</td><td rowspan="2">70メートル</td></tr><tr><td>第4種</td></tr><tr><td>市街化調整区域</td><td></td><td>30メートル</td></tr></table>	区域区分	高度地区の種別	長さ	市街化区域	第1種	30メートル	第2種	50メートル	第3種	70メートル	第4種	市街化調整区域		30メートル
区域区分	高度地区の種別	長さ																											
市街化区域	第1種	30メートル																											
	第2種	50メートル																											
	第3種	70メートル																											
	第4種																												
市街化調整区域		30メートル																											
区域区分	高度地区の種別	長さ																											
市街化区域	第1種	30メートル																											
	第2種	50メートル																											
	第3種	70メートル																											
	第4種																												
市街化調整区域		30メートル																											
(3) 橋長が100メートルを超える橋りょうの建設等 (4) 高架鉄道の駅又は橋上駅の施設のうち外壁又はこれに相当する工作物の建設等 2 前項第1号に規定する建築物及び工作物の高さは、それらが周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面（それらの接する位置の高低差が3メートルを超えるものにあつては、それらの周囲に接する地面のうち最も低い地面）から算定し、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含めて算定するものとする。 3 第1項第2号に規定する建築物の鉛直投影の水平方向の長さは、建築物のうち、門及び塀を除いて算定するものとする。 4 第1項の規定にかかわらず、景観計画特定地区における法第16条第8項第12号に規定する条例で定める行為は、同条第1項第3号に掲げる行為とする。ただし、市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為については、この限りでない。 5 第1項及び前項に定めるもののほか、法第16条第8項第12号に規定する条例で定める行為は、規則で定める。 (行為の届出等)	(3) 橋長が100メートルを超える橋りょうの建設等 (4) 高架鉄道の駅又は橋上駅の施設のうち外壁又はこれに相当する工作物の建設等 2 前項第1号に規定する建築物及び工作物の高さは、それらが周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面（それらの接する位置の高低差が3メートルを超えるものにあつては、それらの周囲に接する地面のうち最も低い地面）から算定し、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含めて算定するものとする。 3 第1項第2号に規定する建築物の鉛直投影の水平方向の長さは、建築物のうち、門及び塀を除いて算定するものとする。 4 第1項の規定にかかわらず、景観計画特定地区における法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、同条第1項第3号に掲げる行為とする。ただし、市長が都市景観の形成に大きな影響を与えると認める行為については、この限りでない。 5 第1項及び前項に定めるもののほか、法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、規則で定める。 (行為の届出等)																												
第20条 都市景観形成地区において、景観形成基準に定められた事項について	第20条 都市景観形成地区において、景観形成基準に定められた事項について																												

改正後	改正前
て、前条各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為に係る法令上の手続（法第16条第1項の規定による届出を除く。）を行おうとする日（法令上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手しようとする日。以下「法令上の手続の日」という。）の4週間前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。 2 都市景観形成地区における前条第1号に掲げる行為について、法第16条第1項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。 3 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 4 都市景観形成地区における前条第1号に掲げる行為について、法第16条第5項後段の規定による通知をしたときは、前項後段の規定による通知をしたものとみなす。 5 市長は、第3項後段の規定による通知があつた場合において、都市景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観形成方針及び景観形成基準に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。 6 第1項の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。 7 都市景観形成地区における前条各号に掲げる行為が法第16条第8項各号（同項第12号を除く。）に掲げる行為その他規則で定める行為に該当する場合は、第1項及び第3項後段の規定は、適用しない。	て、前条各号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為に係る法令上の手続（法第16条第1項の規定による届出を除く。）を行おうとする日（法令上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手しようとする日。以下「法令上の手続の日」という。）の4週間前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。 2 都市景観形成地区における前条第1号に掲げる行為について、法第16条第1項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。 3 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の規定による届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。 4 都市景観形成地区における前条第1号に掲げる行為について、法第16条第5項後段の規定による通知をしたときは、前項後段の規定による通知をしたものとみなす。 5 市長は、第3項後段の規定による通知があつた場合において、都市景観の形成のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該国の機関又は地方公共団体に対し、景観形成方針及び景観形成基準に適合するようとりべき措置について協議を求めることができる。 6 第1項の規定により届け出た内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。 7 都市景観形成地区における前条各号に掲げる行為が法第16条第7項各号（同項第11号を除く。）に掲げる行為その他規則で定める行為に該当する場合は、第1項及び第3項後段の規定は、適用しない。